

御前崎市
御前崎市牧之原市学校組合
教育振興基本計画

令和8年度～令和11年度

御前崎市教育委員会
御前崎市牧之原市学校組合教育委員会



御前崎市教育委員会
御前崎市牧之原市学校組合教育委員会

郷土を愛し
世界に通じる人を育む

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 1 位置づけと改定の経緯 | 1 |
| 2 計画の期間 | 1 |
| 3 計画の対象 | 1 |
| 4 基本理念 | 2 |
| 5 教育ビジョン | 3 |
| 6 重点施策 | 4 |
| 1. 子どもが育つ基盤のあるまちの実現 | 4 |
| 2. 途切れのない教育で子どもの育成を推進するまちの実現 | 5 |
| 3. 自らの選択で何度もチャレンジできるまちの実現 | 7 |
| 4. 地域の歴史や文化を継承し、新しい伝統を創造するまちの実現 | 8 |
| 7 重点取組 | 9 |
| 参考資料 関係する法令等 | 14 |

1 位置づけと改訂の経緯

御前崎市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)は、教育基本法第17条第2項に基づき、御前崎市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成28年3月に策定しました。当初は第2次御前崎市総合計画(以下「市総合計画」という。)と内容と実施期間の整合を図り、10年間の計画としておりました。しかし、修正が必要な取り組みや新たな課題が出てきたこと、また市総合計画も前期の5年間を検証し、残る5年間について基本構想を維持しながらの見直しによる後期基本計画を策定したことから、基本計画についても同様に基本目標である「郷土を愛し、未来を創る人づくり」及び「御前崎の人づくり」=「スクラム御前崎」を継続しつつ、令和3年4月に5年間の計画として、また地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3に規定される改定を行いました。また、改定した基本計画を平成26年7月17日付文部科学省初等中等教育局長通知(26文科初第490号)に基づき、本市教育大綱に代えるものとししました。

改定した基本計画の対象期間が令和7年度で満了すること、市総合計画も同じく計画期間の満了を迎え、第3次計画を策定することから、新たな市総合計画との内容の整合を図りつつ、教育の現状と今後を検討しながら年度ごとに改める教育計画の各施策を見直し、新たな基本計画を策定することとしました。基本理念は「郷土を愛し世界に通じる人を育む」となりますが、新たな市総合計画の重点プロジェクトの将来都市像の実現を目指し、「御前崎の人づくり」=「スクラム御前崎」を継承した基本計画とします。

なお、御前崎市牧之原市学校組合教育委員会においても、同じ教育理念を持って取り組むため、本市の基本計画をもって教育振興基本計画とします。

2 計画の期間

計画の期間は、第3次御前崎市総合計画に合わせ、令和8年度から令和11年度の4年間とします。ただし、年度ごとに事業計画の見直しを図ります。

3 計画の対象

認定こども園、幼稚園、私立園、小学校、中学校、高等学校を中心として、子どもたちを取り巻く家庭、地域社会と、ライフステージごとに学びを深める市民、これらを支える行政を含めた教育に関わる取組を対象とします。

4 基本理念

郷土を愛し世界に通じる人を育む

第3次御前崎市総合計画 基本構想の将来都市像
安心と希望を未来へつなぐ 人が自然と共生するまち 御前崎
重点プロジェクト1 ひとを育てるプロジェクト

キーワード

「主体性」「挑戦」「共創」「じりつ(自律&自立)」

御前崎市が目指す未来のまちは、「安心と希望を未来へつなぐ 人が自然と共生するまち」です。実現に向けた大切な取り組みとして「ひとを育てるプロジェクト」があります。子育てや教育の環境をより良くし、若者が「ここで暮らしたい」と思えるような、未来に希望がもてる御前崎をみんなで力を合わせてつくるための「挑戦」と「共創」に取り組めます。

教育の面では、「主体性」を持って「挑戦」「共創」に取り組むことで「じりつ(自律&自立)」するために、園や学校、家庭、地域、行政がしっかりと手を取り合い、子ども一人ひとりの個性を大切にしながら、その成長を社会全体で支えていきます。また、子どもから大人まで誰もが御前崎の歴史や文化に楽しく触れ、交流できる機会を増やし、「主体性」を持って学びを深めながら、「郷土を愛し世界に通じる人を育む」ことを基本理念とします。



5 教育ビジョン

Surf your future!

(未来を乗り越こなせ)

自ら選択し、何度でも挑戦しよう
とする人材を育成します。

(アントレプレナーシップ)^{※1}

T RY

E COLOGY

環境やエネルギーの教育
を通し、地域の良さを生か
し、新しい価値を共創する
取組を応援します。

読書環境を整備し、文化
を育み、新しい伝統を創っ
ていく生涯学習環境を充
実させます。

L IBRARY

U NITE

世界の人々と交流・連携
し、ITリテラシー^{※2}を
高め、広い視野で社会に
参画しようとする姿勢を
育てます。

自己肯定感を高め、困難
を乗り越える力を持てる
よう、個に応じた選択ので
きる支援体制を整えます。

R ESILIENCE

T EAM

学校と地域の連携を強め、園か
ら高校まで一貫した教育支援を
行います。

※1 アントレプレナーシップ …自ら課題を発見し、挑戦し、社会に新しい価値を生み出す力を育む教育

※2 ITリテラシー …情報技術の基本的な知識やスキルを習得し、適切に活用する能力

6 重点施策

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 教育ビジョン | | | | | |
| T | U | R | T | L | E |

重点施策では、教育ビジョンの項目の頭文字を表にして、各取組に関連する項目を色付けすることで、関連性を示します。

| 教育ビジョン | |
|--------------------|--|
| T RY | 自ら選択し、何度でも挑戦しようとする人材を育成します。 (アントレプレナーシップ) |
| U NITE | 世界の人々と交流・連携し、ITリテラシーを高め、広い視野で社会に参画しようとする姿勢を育てます。 |
| R ESILIENCE | 自己肯定感を高め、困難を乗り越える力を持てるよう、個に応じた選択のできる支援体制を整えます。 |
| T EAM | 学校と地域の連携を強め、園から高校まで一貫した教育支援を行います。 |
| L IBRARY | 読書環境を整備し、文化を育み、新しい伝統を創っていく生涯学習環境を充実させます。 |
| E COLOGY | 環境やエネルギーの教育を通し、地域の良さを生かし、新しい価値を共創する取組を応援します。 |

(1) 子どもが育つ基盤のあるまちの実現

地域・学校・家庭が主体性をもって、地域の特色を活かした教育を行うことで、市全体で「子どもの健やかな育成」をする基盤づくりを推進します。

① 地域・学校・家庭が連携・協働した市全体の教育力の向上

コミュニティ・スクールの推進と地域の特徴を生かした総がかりの教育支援を行います。また、地域人材を生かしたキャリア教育、防災教育、学校支援ボランティア活動などの拡充を図り、地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。

- 1) スクラム・スクール運営協議会を積極的に実施します。*3
- 2) 地域人材を活かしたキャリア教育を推進します。
- 3) 学校支援ボランティア活動等の拡充を図ります。

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 教育ビジョン | | | | | |
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |

- 4) 部活動の地域展開を推進します。
- 5) 地域で育てる学校の環境づくりを図ります。

| 教育ビジョン | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |

*3 スクラム・スクール運営協議会 … 御前崎市におけるコミュニティ・スクールの名称

② 市の特色を生かした人としての根を養う教育の推進

本を通した「豊かな心」の育成と、子どもたちの生活習慣の安定(端末や電子メディアとの主体的自律的な関わり)を図ります。「早寝早起き朝ご飯」についても継続して推奨します。

- 1) 園・学校における読書環境を推進します。
- 2) エネルギー教育を推進します。
- 3) 家庭教育を支援します。
- 4) 地域の子どもは地域で育てる仕組みの充実を図ります。

| 教育ビジョン | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |

(2) 途切れのない教育で子どもの育成を推進するまちの実現

乳幼児期における個性伸長教育の推進、家庭教育支援を通して、親の学びや親としての育ちを応援します。

個にきめ細やかに対応する教育体制の充実を図り、互いの人権を尊重し思いやりを大切にする教育を推進します。

食育推進、地場産食材活用の拡大に取組み、安全で魅力的な給食を提供します。

① 生きていく力の基礎の育成

乳幼児の保育・教育の充実と円滑な園小接続の推進と家庭教育支援の充実を図ります。

- 1) 主体的な遊びや体験を充実させる環境を構築します。
- 2) 教諭・保育教諭・保育士対象各種研修会を開催します。
- 3) 療育指導員による療育の推進と充実を図ります。*4

| 教育ビジョン | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |

*4 療育 … 発達障がいや障がいを持つ子どもたちに対して行う、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援

② 変化の激しい社会を生き抜くための資質・能力の育成

他者と協働しながら創造的に生きていくための基礎となる資質・能力の育成や主体的に人や社会とかかわる力の育成を支援します。

- 1) スクラムゼミナールを実施します。 *5
- 2) しおかぜ先生、学習支援員等を配置します。 *6
- 3) 御前崎市教育支援センター「サンルーム」を運営します。
- 4) 外国人指導助手(ALT)を配置します。
- 5) 海外の学校とのオンライン交流を推進します。

| 教育ビジョン | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |

*5 スクラムゼミナール … 「授業改善スーパーバイザー」を招聘し、小・中学校で、新学習指導要領「資質・能力」の育成を目指した授業改善の取り組み

*6 しおかぜ先生 … 特別な支援を要する子や不登校に悩む子など、児童生徒一人ひとりに応じた教育を推進するために御前崎市費負担で配置する教員

③ 子どもたちが可能性に挑戦できる教育環境の整備

安全で快適な学習環境を提供し、生徒が自ら学び成長するための基盤を提供することにより、将来の社会で活躍するためのスキルの育成を支援します。

- 1) 学校施設の適切な維持管理を行います。
- 2) 情報活用能力をはじめとした資質・能力の育成を図ります。

| 教育ビジョン | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |

④ 子どもたちの心と体を支える魅力ある学校給食の提供

学校給食センターの機能を最大限に活用し、安全・安心でおいしい給食の提供の充実を図ります。調理・配送における食品安全衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギーを有する園児・児童・生徒への確実な対応を構築します。

さらに、学校給食を活用した食育の推進を図り、子どもたちが健全な食習慣を身につけられるよう支援します。

- 1) 学校給食センターの機能を生かした安全・安心な給食を提供します。
- 2) 食育を推進します。
- 3) 地場産食材の積極的な活用を行います。

| 教育ビジョン | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| T | U | R | T | L | E |
| | | | | | |
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |

(3) 自らの選択で何度でもチャレンジできるまちの実現

生涯学習は個人の学びを自己の充実や豊かな人生の実現につなげることができ、学びを通じた人と人とのつながりの醸成は地域の活力になります。学んだことをまちづくりへ活かすことができるよう市内の連携を強化します。

① 笑顔でつながる学びの環の醸成

学びを通じてライフステージごとの目指す姿を示した「おまえざき学びの航海図」と、市内の学びの場を示した「おまえざき生涯学習ガイドブック」を活用し、市民一人ひとりが世代にあった継続的な学びにより豊かな人生を思い描き、具体化していく取組みを進めます。学びを地域で活かすことで、まちの活性化に繋げていきます。

- 1) 「学びの循環」の仕組みの充実を図ります。
- 2) 地域資源や地域人材を活用した人材育成に取り組めます。

| 教育ビジョン | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |

② 市民の豊かな心を育み、暮らしに寄り添う図書館の創造

市民が個人の状況に応じて読書を生活習慣として楽しめる環境を整え、読書によって知識、思考力、想像力、表現力などを育て「御前崎の人づくり」につなげていきます。

- 1) 子どもが自主的に本に親しむ環境を整えます。
- 2) 生涯学習拠点としての施設の充実を図ります。
- 3) 図書館利用の利便性向上を図ります。

| 教育ビジョン | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |

③ 心身ともに健康な市民を目指したスポーツの振興

幼児期からの運動環境整備による基礎体力の向上と、生涯を通して運動できる環境づくりとスポーツ団体による主体的活動を支援します。

- 1) 幼児期からの運動環境整備による基礎体力の向上を図ります。
- 2) 生涯を通して運動できる環境づくりを行います。
- 3) スポーツ団体による主体的活動への支援を行います。

| 教育ビジョン | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| T | U | R | T | L | E |
| | | | | | |
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |

(4) 地域の歴史や文化を継承し、新しい伝統を創造するまちの実現

市民がいつでも文化・芸術を享受できるように、学びの機会を提供し文化団体による主体的活動への支援を行います。市民による文化財の保存と活用の必要性を伝えるとともに、だれもが文化財に親しむ機会を提供します。

① 文化・芸術活動の継承と振興

様々な年代の市民が文化・歴史の学びに積極的に参加し充実した生活を送るため、諸団体等が主体となった市民活動の支援に取り組めます。

- 1) 市民が文化・芸術に触れる機会を提供します。
- 2) 文化団体による主体的活動への支援を行います。

| 教育ビジョン | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |

② 歴史・文化の継承と保存・活用の推進

身近にある指定文化財等の文化財保護についての理解と愛護精神の高揚を図るとともに、郷土の誇りを育むため学校や地域と協働し保存・活用を進めます。

- 1) 市民による文化財保護を支援します。
- 2) だれもが文化財に親しむ機会を提供します。

| 教育ビジョン | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| T | U | R | T | L | E |
| T | U | R | T | L | E |

7 重点取組

重点取組は、年度ごとに見直しを実施している教育計画とします。毎年の見直し結果を本計画の重点取組に反映し、刻々と変化する教育の現状への対応を続けていきます。

(1) 生活習慣(学習習慣)の定着

子どもたちが安定した生活習慣を身に付けるため、「端末や電子メディアとの主体的自律的な関わり」について、スクラム・スクール運営協議会を中心に青少年健全育成会議等と連携して取り組み、子どもたちや PTA に対して具体的な活動を進めます。「早寝早起き朝ご飯」についても継続して奨励します。

| | |
|------|---|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none">市スクラム・スクール運営協議会の開催各学校スクラム・スクール運営協議会の開催家庭教育支援の推進市青少年健全育成会議の開催「スクラム御前崎の集い」の開催 |
|------|---|

(2) 市の特色を活かした教育や体験による愛郷心の育成

子どもたちの愛郷心を育むため、青少年成人教育事業「御前崎クエスト」の拡充を図るとともに、企業や関係団体と協力したエネルギー教育や海洋教室による自然とのふれあいを推進します。

| | |
|------|--|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none">各小学校での海洋体験の実施青少年成人教育事業「御前崎クエスト」の実施エネルギー教育の推進地域教材(社会科副読本)の活用 |
|------|--|

(3) 読書・読み聞かせの推進

子どもたちの感性を磨き、言葉の力を育み、想像力や思考力を豊かにするため、園における読書環境整備、学校図書館の充実、読み聞かせボランティアの活動推進に取り組み、市立図書館が中心となって連携・協働を進め、「子どもたちが本と親しむまち」を目指します。

| | |
|------|---|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none"> • 園の読書環境の整備 • 学校における読書活動の推進 • 市立図書館と学校図書館との連携 • 読み聞かせなどのボランティアとの協働 • 子どものための読書環境の整備 • 市立図書館の充実した資料収集 |
|------|---|

(4) 乳幼児の保育・教育の充実と円滑な園小接続

人格形成の基礎を培うとともに学びに向かう力を身につけるため、主体的な遊びを大切にするとともに、家庭・地域と協力して個に応じた丁寧で温かな保育に取り組みます。また、私立園との連携をさらに深め、市全体の保育力・教育力の向上に努めます。一方、園で培った力が滑らかに小学校教育に接続できるよう、スクラム研究会等を通して園・小学校との連携を緊密にします。

| | |
|------|---|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none"> • 主体的な遊びや体験を充実させる環境づくり • 教諭・保育士対象各種研修会の実施 • スクラム研究会の実施 *7 |
|------|---|

*7 スクラム研究会 … スクラム・スクール・プランに基づく先生の研修で、御前崎市管内の公立園・小中学校だけでなく、私立園や市内高等学校の先生が参加することもある

(5) 家庭教育支援の充実

健やかな成長のもととなる家庭教育を支えるため、教育相談のほか、PTA や家庭教育支援員、こども未来課等との連携、就学準備冊子「アプローチ・スタートアップブック」の活用などによって、保護者が親の役割について考えるとともに、子どもの成長を喜ぶ気持ちを深め、豊かな親心を育むことに取り組みます。

| | |
|------|--|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none"> • 家庭教育支援の推進 • 家庭教育学級への支援 • 家庭教育支援員の配置 • アプローチ・スタートアップブックの活用 • 療育指導員による療育の推進と充実 |
|------|--|

(6) 互いの人権を尊重し、思いやりを大切にする教育への取組

児童生徒が人権感覚を健全に育み、安心して園・学校生活を送るため、多様性を認め合い、互いを思いやる心を育てます。そして、自分の大切さとともに他の人の大切さが

認められる環境づくりを推進するとともに、不登校・いじめ等の未然防止に向けた組織的なきめ細かな支援に取り組みます。

| | |
|------|---|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各校での指導の実施 ・ しおかぜ先生の配置 ・ いじめ問題対策連絡協議会の開催 ・ 適応指導教室「サンルーム」の運営 |
|------|---|

(7) 探究的な学び・協働的な学びの深化

汎用的な基礎学力の定着と得意分野の伸長を図り、「主体的・対話的で深い学び」にさらに近づくため、授業改善アドバイザーや学力向上コンサルタントを通じた授業改善、全国及び標準学力調査等の結果をもとに課題に応じた支援を進め、「子どもが学びこむ授業」を展開します。

| | |
|------|---|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市独自の学力調査の実施、分析と活用をもとにした各校での指導 ・ スクラムゼミナールの実施 ・ 教職員対象各種研修会の実施 ・ 外国語指導助手(ALT)及び英語活動指導員の配置 ・ 学習支援員等の配置 |
|------|---|

(8) GIGAスクール構想による新しい学びの展開

1人1台端末環境とネットワーク環境を基盤としながら、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指します。また、ICT 支援員の配置や教職員の ICT 活用研修等によって、教育 DX 化を推進します。さらに「御前崎市情報活用能力体系表」に沿って、情報モラルを含めた情報活用能力の向上を図ります。

| | |
|------|---|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT支援員の配置 ・ 教育 DX 化の推進 ・ 御前崎市情報活用能力体系表の活用 |
|------|---|

(9) 健康教育を通じた体力の向上と健やかな体づくり

全ての活動の基礎となる健やかな心身の育成のため、新体力テストなどの結果に対応した各校の取組や部活動・社会体育などを通じて、体力の向上を図ります。また、多様

化・深刻化する健康課題への組織的な対応を進めるとともに、「食」に関する指導の充実や意識の向上を図ります。

| | |
|------|--|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国体力運動能力・運動習慣等調査の分析と活用をもとにした各校での指導 ・ 食育指導の推進 ・ 地産地消の推進 |
|------|--|

(10) 特別な支援を必要とする児童生徒への教育の充実

特別な支援を必要とする園児・児童生徒に適切な学びの場を提供するため、職員研修の促進、特別支援教育の充実、しおかぜ先生・学習支援員の配置等によってきめ細かな指導や支援に取り組みます。

| | |
|------|--|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個性伸長支援員の配置 ・ 療育指導員による療育の推進と充実 ・ 学習支援員等の配置 ・ 就学支援委員会、個性伸長支援教育専門家チーム会議の実施 |
|------|--|

(11) 部活動の地域展開の推進

中学校部活動の地域展開について、競技部会等を重ね、学校教育、社会教育、団体、地域が協力し、令和8年8月以降の休日展開に向けた準備を進めます。

| | |
|------|---|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動検討委員会の開催 ・ 競技部会の開催 ・ 地域展開先行事業の実施 |
|------|---|

(12) 学校の再編についての検討

御前崎市の教育がどうあるべきか、子どもたちにとっての適正な教育環境を整えるため、市民からの様々な意見を伺うとともに児童生徒の意見を取り入れながら、将来を見通した再編計画の策定に向け、引き続き慎重な検討を進めます。

| | |
|------|---|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校再編計画の検討 |
|------|---|

(13) ライフステージごとの学びの提供

すべての世代に対する学びの機会の充実を図るため、ライフステージごとの学びの姿と場を示す「おまえざき学びの航海図」と活動の記録「学びのパスポート」の活用を図り、市民が主体的かつ継続的に学ぶ機会の整備に各機関・諸団体等がスクラムを組んで取り組みます。特により良い社会づくりに参画できるよう、各世代の市民が語り合う「対話の講座」と庁内が連携した対話の場を実施します。

| | |
|------|---|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none">・ 「おまえざき学びの航海図」の活用・ 生涯学習講座等の充実・ 「学びの循環」の仕組みづくりの推進・ 社会教育学級活動への支援・ シニアスクールの開催 |
|------|---|

(14) 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

様々な年代の市民が、文化・教養的な学びや各種スポーツに積極的に参加して充実した生活を送るため、諸団体等が主体となった市民活動の支援に取り組みます。

| | |
|------|--|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none">・ 図書館での展示や講演会など文化事業の開催・ 軽スポーツ教室・大会の開催・ 市振興公社との連携によるスポーツ及び文化の振興・ 文化協会、スポーツ協会との連携・ 市文化祭の開催・ 市文化財講座の開催 |
|------|--|

(15) 教職員の働き方改革の推進

働きやすく、働きがいのある職場づくりのため、園・学校の勤務状況を詳細に把握し、園長会・校長会・教頭会と連携し、働き方改革につながる環境整備・支援体制の充実、教職員の心身の健康の保持増進及び小中学校の校務 DX 化推進に努めます。

| | |
|------|--|
| 主要事業 | <ul style="list-style-type: none">・ 県教委の働き方改革推進事業との連携・ 各園・学校への調査・ 各園・学校での取組への支援・ 校務支援システム(クラウド版)の活用 |
|------|--|

参考資料 関係する法令等

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（大綱の策定等）

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

平成 26 年 7 月 17 日付文部科学省初等中等教育局長通知（26 文科初第 490 号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）

第三 大綱の策定について

2 留意事項

（3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

① 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

御前崎市・御前崎市牧之原市学校組合
教育振興基本計画

発行 御前崎市教育委員会
御前崎市牧之原市教育委員会
改定 令和8年4月